経営管理権集積計画

1 個別事項

整		集令	経営管(乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	•	(名利 八戸市		熊谷 雄一)	(所在地) 八戸市内丸一丁目1-1		
整番	理号	4-67	経営管 者(甲		設定す	る森林	の森林	所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が	¹		設定を	·受ける	5森林	(A)				経営管理権		 木材の販売による収益から伐採等に	フが田にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	佐西 日 年権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1		南郷大字源助平	12-1	110	V	33 34 35 36 37 38–1 38–2 39 40 41	山林	6. 71	ホカカアアカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカカキ マカフマン アカカカギ マカカッツ ツック ツック ツック カカカ アカカカ アカカカ アカカカ アカカカカカカカカカカカカカカカカカ	55 61 63 77 47 30 55 55 47	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添3参照	
2	八戸市 島守字	南郷大字 源助平	12-2	110	٧١	54	山林	0.49	アカマツ	57	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3		南郷大字 源助平	12-4	110	V	28	山林	0.06	ホカコウ (スキ゛)	67 (40)	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4																
5																
6																

		乙	が経営管	管理権	の設定を	受ける森林	(A)				経営管理権を設定する森林	の甲以外の権原者(E)		
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	八戸市南 島守字源	助平	12-1	110	V	33 34 35 36 37 38–1 38–2 39 40 41	山林	6. 71	ホカコウ ホカコマツ アカママツ アカコマツ ホカカキ スキ アカマツ アカマッ	55 61 63 77 47 30 55 55 47				
2	八戸市南 島守字源	「郷大字 「助平	12-2	110	V	54	山林	0.49		57				
3	八戸市南 島守字源	「郷大字 「助平	12-4	110	V	28	山林	0.06	ホカコウ (スキ゛)	67 (40)				
4														
5														
6														

_	の計画に同音する	-	
		<u> </u>	

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 八戸

八戸市長 熊谷 雄一

権利を設定する森林の森林所有者(田)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施することとする。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された 路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (12) 甲の通知及び届出
 - 即は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 経営管理実施権の設定は行わない。
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-1	110	۷١	33 34 35 36 37 38–1 38–2 39 40 41	 ○ 乙は、存続期間中に除伐又は間伐などの保育事業を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとし、間伐対象は災害の原因となる立木を優先する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-2	110	٧١	54	
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-4	110	٧١	28	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業番号	
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-1	110	V	33 34 35 36 37 38-1 38-2 39 40 41	間伐材の搬出・販売は行わない。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-2	110	٧١	54	
八戸市南郷大字 島守字源助平	12-4	110	٧١	28	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集令	経営管(乙)	理権の	設定を	·受ける	市町村		(名利 八戸市		熊谷 雄一			(所在地) 八戸市内丸一丁目1-1		
番	号	4-68	経営管 者(甲		設定す	る森林	の森林	所有	(氏名	召又は:	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が	<u>1</u>		設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	(タ光然和格)を甘る)、	 木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	八戸市 島守字	前南郷大字 上野坂	12-1	109	V	4	山林	0. 14	スキ゛	47	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2		前南郷大字 上野坂	V	1	山林	0. 11	スキ゛	62	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																

		۷	が経営	管理権	の設定を	受ける森林	(A)				経営管理権を設定する森林	の甲以外の権原者(E)		
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	島守字」		12-1	109	V \	4	山林	0.14	注 "	47				
2	八戸市南 島守字上	南郷大字 上野坂	12-2	109	V	1	山林	0.11	74"	62				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														

~	\mathcal{O}	計	īĦī	に	同	音	7	ス	
$\overline{}$	0)	口上	Щ	(_	HJ	尽	9	<i>⟨</i>	C

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 八戸

八戸市長 熊谷 雄一

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施することとする。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された 路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (12) 甲の通知及び届出
 - 即は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	施業番号	
八戸市南郷大字 島守字上野坂	12-1	109	٧١	4	○ 乙は、存続期間中に除伐又は間伐などの保育事業を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとし、間伐対象は災害の原因となる立木を優先する。
八戸市南郷大字 島守字上野坂	12-2	109	V١	1	〇 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業番号	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、原則として、 間伐材の搬出・販売は行わない。
八戸市南郷大字 島守字上野坂	12-1	109	V	4	同1X内の極山・販売は1147はい。 (2. 留意事項)
八戸市南郷大字 島守字上野坂	12-2	109	٧١	1	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

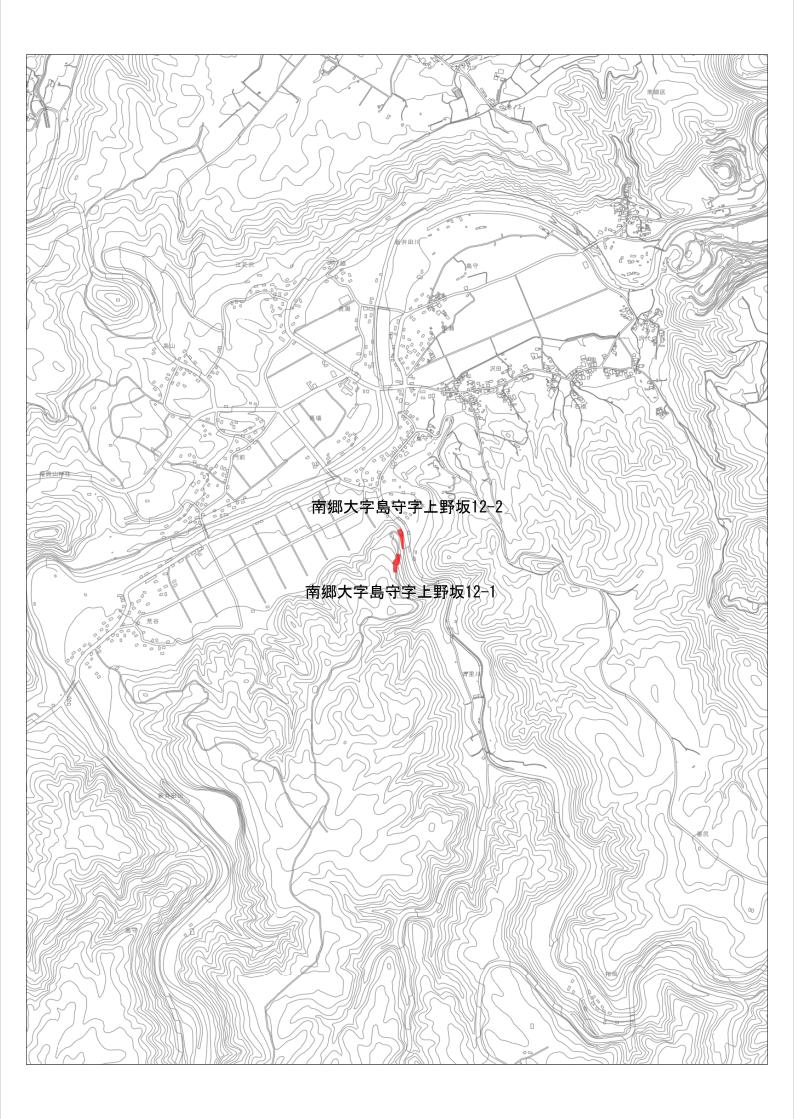
別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



経営管理権集積計画

1 個別事項

整	理	集令	経営管(乙)	理権の	設定を	受ける	市町村		(名利 八戸司		熊谷 雄一			(所在地) 八戸市内丸一丁目1-1		
番	理号	4-69	経営管者(甲	·理権を i)	設定す	`る森林	の森林	所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
	•	乙が	経営管理	埋権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	你必然吧快。」。甘心、	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1		方南郷大 宁字外平	字外平 8-20 127 は 9 山本 有郷大字 2-2 123 V 36 山本					0. 43	ホカコウ	66	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	八戸市 島守字	南郷大字	字外平 8-20 127 は 9 山林 郷大字 2-2 123 い 35 山林 37 郷大字 7-13 123 ス 25 山林			0. 93	アカマツ	62	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
3	八戸市 島守字	南郷大字 新山	7-13	123	ろ	25	山林	0. 12	アカマツ	58	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4	八戸市 島守字	南郷大字 新山	南郷大字 7-13 123 ろ 25 山林 南郷大字 7-14 123 ト 10 山林				1. 21	ホカコウ	65	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
5	八戸市 島守字	南郷大字 新山	7-18	123	V	24	山林	1.06	ホカコウ	66	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
6	八戸市 島守字	南郷大字 新山	7-22	123	٧١	27	山林	0. 37	ホカコウ	60	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
7	八戸市 島守字	南郷大字 新山	7-29	123	V	41 42	山林	0.70	7年"	56	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
8		南郷大字 八森長根	8-1	125	に	17 18	山林	1. 56	アカマツ	76	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
9																
10																

	乙	が経営	管理権	の設定を	受ける森林	(A)				経営管理権を設定する森林	の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	八戸市南郷大字 島守字外平	8-20	127	ほ	9	山林	0.43	ホカコウ	66				
2	八戸市南郷大字 島守字新山	2-2	123	V	35 36 37	山林	0.93	アカマツ	62				
3	八戸市南郷大字 島守字新山	7-13	123	ろ	25	山林	0.12	アカマツ	58				
4	八戸市南郷大字 島守字新山	7-14	123	V)	10	山林	1.21	ホカコウ	65				
5	八戸市南郷大字 島守字新山	7-18	123	V	24	山林	1.06	ホカコウ	66				
6	八戸市南郷大字 島守字新山	7-22	123	V)	27	山林	0.37	ホカコウ	60				
7	八戸市南郷大字 島守字新山	7-29	123	V)	41 42	山林	0.70	7井"	56				
8	八戸市南郷大字 島守字八森長根	8-1	125	に	17 18	山林	1.56	アカマツ	76				
9													
10													

この計	画ル	こ同	音す	ろ.

権利の設定を受ける市町村 (7)

住 所(同上) 八戸市長 熊谷 雄一

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施することとする。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された 路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (12) 甲の通知及び届出
 - 即は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	施業番号	
八戸市南郷大字 島守字外平	8-20	127	ほ	11-1	○ 乙は、存続期間中に除伐又は間伐などの保育事業を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとし、間伐対象は災害の原因となる立木を優先する。
八戸市南郷大字 島守字新山	2-2	123	V	35 36 37	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。
八戸市南郷大字 島守字新山	7-13	123	ろ	25	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-14	123	٧١	10	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-18	123	٧١	24	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-22	123	٧١	27	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-29	123	٧١	41 42	
八戸市南郷大字 島守字八森長根	8-1	125	に	17 18	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業番号	
八戸市南郷大字 島守字外平	8-20	127	ほ	11-1	間伐材の搬出・販売は行わない。 (2. 留意事項)
八戸市南郷大字 島守字新山	2-2	123	٧١	35 36 37	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
八戸市南郷大字 島守字新山	7-13	123	ろ	25	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-14	123	٧١	10	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-18	123	٧١	24	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-22	123	٧١	27	
八戸市南郷大字 島守字新山	7-29	123	٧١	41 42	
八戸市南郷大字 島守字八森長根	8-1	125	N	17 18	

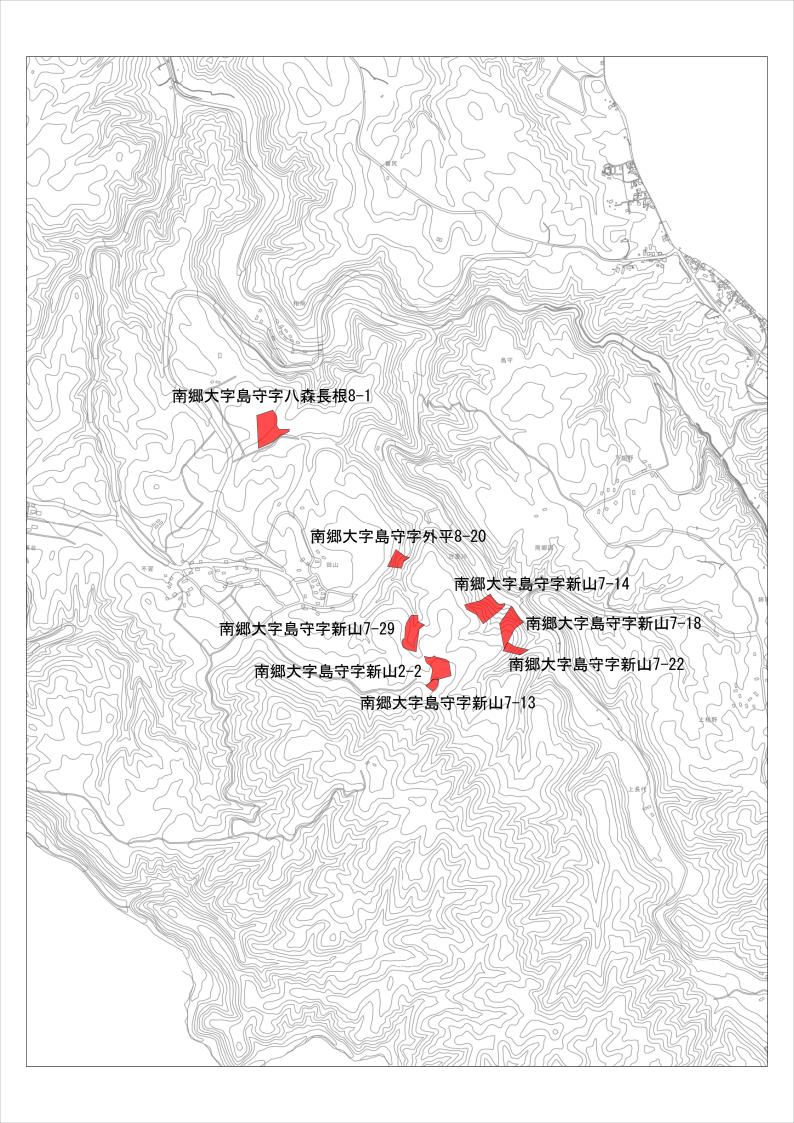
別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



経営管理権集積計画

1 個別事項

1		加尹坦																
整番	理号	集令	経営管(乙)	営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称 八戸市		熊谷 雄一			(所在地) 八戸市内丸一丁目1-1				
番	号	4-70	経営管者 (甲	・理権を I)	設定す	る森林	の森林	所有	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)				
		乙が	経営管理	管理権の設定を受ける森林(A) 経営管理権 経営管理権に基づい 本材の販売による収益から伐採等に 乙が甲 経営管理権の存続期間 て行われる経営管理 要する経費を控除してなお利益があ 支払う								乙が甲にDを						
番号	所	在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考		
1	八戸市 島守字	南郷大字	7-11	123	7.	11	山林	0.49	ホカコウ (スキ゛)	46	2023. 1. 1	5年 (2027. 12. 31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

	乙	が経営	管理権	の設定を	受ける森林	(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	八戸市南郷大字 島守字新山	7-11	123	V	11	山林	0.49	ホカコウ (スキ゛)	46				
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

~	n	34	<u>т</u> ыт	1	日	====	_	Z	
$\overline{}$	0)	PІ	画	(_	H]	尽	9	つ	0

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

八戸市長 熊谷 雄一

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育を実施することとする。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された 路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (12) 甲の通知及び届出
 - 即は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容				
所在	地番	林班	小班	施業番号					
八戸市南郷大字島 守字新山	7-11	123	٧١	11	○ 乙は、存続期間中に除伐又は間伐などの保育事業を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとし、間伐対象は災害の原因となる立木を優先する。				
					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断 できる限りで行う。				
_									

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業番号	
八戸市南郷大字島 守字新山	7-11	123	V	11	間伐材の搬出・販売は行わない。 (2. 留意事項)
					○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

